

日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー更新研修 承認基準

日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）公認アスレティックトレーナー（以下「JSP0-AT」という。）の資格有効期間は4年間と定められており、資格を更新するためには、有効期限の6カ月前までに更新研修を修了することが義務付けられている。本内容は、更新研修を開催するにあたっての基準を定めたものである。

I. 更新研修の目的

更新研修は単に資格を更新するためだけのものではなく、既に資格が認定された者であっても、常に最新の知識・情報等を獲得し、一層の資質能力の向上に努めることを目的として開催する。

II. 承認

更新研修は、JSP0 指導者育成委員会アスレティックトレーナー部会（以下「AT 部会」という。）の審議を経て、JSP0 が承認する。

なお、必要な申請・承認手続きについては別途定める。

III. 承認基準

1. 内容

JSP0-AT に関係する講演、研究発表、実技、指導実習または研究協議などによって構成され、以下のいずれかの内容を含むものとする。

- (1) JSP0-AT の役割に関すること
- (2) スポーツ外傷・障害に関すること
- (3) スポーツ現場における安全・健康管理に関すること
- (4) アンチ・ドーピングに関すること
- (5) スポーツ医学に関すること
- (6) スポーツと栄養に関すること
- (7) スポーツ科学（トレーニング科学、バイオメカニクス、運動生理学、スポーツ心理学）に関すること
- (8) 検査・測定と評価に関すること
- (9) 予防とコンディショニングに関すること
- (10) リコンディショニングに関すること
- (11) スポーツ現場における救急対応に関すること
- (12) 大会等帯同スタッフ（ドクター、トレーナー他）の活動報告等
- (13) その他、AT 部会が特に認めたもの

2. 講師、講演者等

「1. 内容」に定める講演または研究発表等の講師及び講演者等は以下の者とする。

なお、1 回の更新研修（学術集会は除く）において講師のうち最低 1 名は JSP0-AT もしくは JSP0 公認スポーツドクターの資格を有していることを原則とする。

- (1) JSP0-AT

- (2) JSP0 公認スポーツドクター
- (3) JSP0 公認スポーツ栄養士(「1. 内容」(6)または(12)に限る)
- (4) 上記(1)～(3)以外の公認スポーツ指導者(「1. 内容」(2)または(3)に限る)
- (5) 各専門領域において教育実績または研究実績を持つ者(「1. 内容」(4)、(6)または(7)に限る)
- (6) その他、AT 部会が特に認めた者

3. 参加対象

すべての JSP0-AT が参加対象に含まれるようにすること。

4. 形態

主に以下の中から、研修内容や目的に応じて適切な形態を選定すること。

なお、いずれの形態においても、原則として本人確認及び参加確認を行うこと。

(1) 集合形態

(2) オンライン形態

①ライブ形式

A)ミーティング形式

※ 参加者は、原則として研修中はカメラをオンにすること。

B)ウェビナー形式

※ 本人確認や視聴確認のため、研修中や研修終了後の小テストの実施やレポート課題等の提出を義務付けること。

②オンデマンド形式

A)動画視聴形式

※ 本人確認や視聴確認が可能な仕組みを利用したものであること。

※ 本人確認や視聴確認のため、動画ごとの小テストの実施やレポート課題等の提出を義務付けること。

(3) 複合形態

①同時配信

集合形態もしくはオンライン形態(ライブ形式)を参加者が選択できる方法で実施

※ 実施形態ごとに所定の要件を満たすこと。

②組合せ

形態が異なる方法を組み合わせて実施

※ 実施形態ごとに所定の要件を満たすこと。

IV. 対象となる研修

対象となる研修は、以下のとおりとする。

- 1. 日本アスレティックトレーニング学会学術大会
- 2. 日本臨床スポーツ医学会学術集会
- 3. JSP0-AT 連絡会議都道府県ブロック会議等が主催する研修会
- 4. JSP0-AT 連絡会議都道府県会議等が主催する研修会
- 5. JSP0 加盟中央競技団体が主催する研修会のうち、特に JSP0-AT の資質能力の向上に資する

と認められる研修会

6. その他、AT 部会が特に認める研修会、学術集会等

V. その他

1. JSP0-AT 資格更新のための要件

(1) 「IV. 対象となる研修」のうち、1 及び 2 に該当する研修

AT 部会が指定した演題を合計 4 時間以上含んだ研修を 1 回以上聴講した者は、更新研修を修了したものとする。

ただし、複数の研修の聴講時間を合算することは出来ない。

(2) 「IV. 対象となる研修」のうち、3、4 及び 5 に該当する研修

「Ⅲ. 承認基準」に即した内容を 3 時間以上含んだ研修を合計 2 回以上受講した者は、更新研修を修了したものとする。

(3) 「IV. 対象となる研修」のうち、6 に該当する研修

研修毎に AT 部会が定める要件を満たした者は、更新研修を修了したものとする。

2. 本基準は、AT 部会の決定により、変更することができる。

VI. 附則

1. この基準は平成 23 年 5 月 30 日から施行する。
2. 平成 26 年 3 月 4 日改定
3. 平成 27 年 11 月 4 日改定
4. 平成 30 年 4 月 1 日改定
5. 平成 31 年 4 月 1 日改定
6. 令和 3 年 6 月 4 日改定
7. 令和 5 年 11 月 15 日改定